

神福障第 274 号  
令和 3 年 4 月 24 日

障害児者関係施設等 施設長 様  
管理者 様

神戸市福祉局長

## 社会福祉施設等における緊急事態宣言発令下の対応について

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、兵庫県において 4 月 25 日から 5 月 11 日までを期間とする「緊急事態宣言」が発令されました。

これを踏まえ、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を改定しましたので、ご確認いただき、職員への周知を含め、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

### 記

1. 本市対応方針における感染防止対策の徹底事項（令和 3 年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針－第 2 弾－より」

**○検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。**

**○マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2 か月分の使用量を確保すること。**

**○面会についてはオンライン面会等を活用し、原則、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。**

**○利用者の外泊、外出を自粛すること。**

**○施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。**

2. 施設職員への周知

施設管理者におかれましては「5. 参考 URL」のポスターを印刷し、休憩室や事務室といった職員の目に触れる場所に掲示するなどして、職員一人一人が確実に行動するよう、再徹底をお願いします。（職員向けポスターですので、利用者向けスペースでの掲示はご遠慮ください。）

3. コロナ陽性者等発生時等の報告について

利用者や従業者にコロナ陽性者等が発生した場合は、監査指導部に報告をお願いします

します。必要に応じて障害者支援課からも連絡を行う場合があります。  
報告に関しては、「5. 参考 URL」のワークフローを参考にしてください。

#### 4. 神戸市支援策一覧（障害事業者向け）

現在の障害児業者向けの支援施策を一覧にまとめましたので、「5. 参考 URL」  
をご確認ください。

#### 5. 参考 URL

- (1) 令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策に  
おける神戸市の対応方針」第2弾

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/reiwa3taiouhoushin2.html>

- (2) 職員向け緊急事態チラシ  
(3) コロナ陽性者等発生時ワークフロー  
(4) 神戸支援策一覧（障害事業者向け）

※(2)～(4)につきましては、「新型コロナウイルスに感染症防止に関連する  
事業所等の対応について（放課後等デイサービスを除く）」のページにリンクがあり  
ます。

([https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/syogai\\_corona/r020319.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/syogai_corona/r020319.html))

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/soudangyakutai/20200228.html>)

(令和3年4月26日修正)

福祉局障害者支援課 TEL : 322-5230  
FAX : 322-6065

### メールアドレス登録のお願い

神戸市障害者支援課では、今後ファクスでの通知を原則中止する予定です。

メールアドレスの登録（事業所番号ごとに必要）が、まだお済みでない事業所につきましては、下記のアド  
ドレスの入力フォームからメールアドレスの登録をお願いします。

障害福祉関係施設 e-mail アドレスの登録について」の URL

[https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/address\\_form.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/address_form.html)

(トップページ > ビジネス > 事業者への各種案内・通知 > 障害福祉事業 > 申請・手続き > 障害  
福祉関係施設 e-mail アドレスの登録について)